

大和市告示第71号

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市民農園事業実施要綱（平成22年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1新福田の項を削る。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。